

大分県報

令和八年
号外（三四）
三月三十一日

（火曜日）

目次

病院局管理規程

- 大分県病院局組織規程の一部改正……………一
大分県病院事業会計規程の一部改正……………一
病院局訓令
大分県病院事業物品取扱規程の一部改正……………二
大分県病院局職員服務規程の一部改正……………二

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和八年三月三十一日

大分県病院局管理規程第四号
大分県病院局長 佐藤 昌司

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「消化管内科部」を「消化管・肝胆膵内科部」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第五十号中「情報システム管理室」を「DX推進室」に改め、同号を同項第四十九号とし、同条第六項の表の総務経営課の項中「経営・企画班」の下に「DX推進班」を加え、同表の会計管理課の項中「会計管理課」を「管財課」に改め、「会計班」を削る。

DX推進室

- 一 デジタル化の推進に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

- 二 デジタル技術に係る危機管理等の総合調整に関すること。
三 デジタルインフラの構築及び運用に関すること。

第六条第二項の表の総務経営課の項中第九号を第十七号とし、第八号を第十六号とし、第七号の次に次の八号を加える。

- 八 決算の作成に関すること。
九 資金計画に関すること。
十 営業外収益の測定に関すること。
十一 諸収入の徴収に関すること。
十二 諸支出の支払に関すること。
十三 予算の経理に関すること。
十四 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
十五 デジタル化の推進に関すること。

第六条第二項の表の会計管理課の項中「会計管理課」を「管財課」に改め、同項分掌事務の欄中第一号から第七号までを削り、第八号を第一号とし、第九号から第十一号までを七号ずつ繰り上げる。

第七条の見出しを「（病院局理事等）」に改め、同条第一項中「病院局次長」を「病院局理事又は病院局次長」に改め、同条第二項中「病院局次長」を「病院局理事及び病院局次長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県病院局長 佐藤 昌司

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程

大分県病院事業会計規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「会計管理課長」を「総務経営課長及び管財課長」に改める。
第二十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、企業出納員は、院長が必要と認める場合に限り、払込書によ

らず、別に定める方法により当該現金を出納取扱金融機関に預け入れることができる。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第三号

本局
病院

大分県病院事業物品取扱規程（平成十八年大分県病院局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県病院局長 佐藤 昌司

第五条第一項中「会計管理課長（以下「会計管理課長」を「管財課長（以下「管財課長」に改め、同項第一号、同条第二項及び第六条の規定中「会計管理課長」を「管財課長」に改める。

第八条第一項中「会計管理課」を「管財課」に改め、同条第二項中「会計管理課長」を「管財課長」に改める。

第九条中「会計管理課」を「管財課」に改める。

第十条から第十二条までの規定中「会計管理課長」を「管財課長」に改める。

第三号様式中「~~会計管理課長~~」を「~~管財課長~~」に改める。

第四号様式中「~~会計管理課長~~」を「~~管財課長~~」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第四号

本局
病院

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県病院局長 佐藤 昌司

第十五号様式の(注)を同様式の(注)とし、同様式に(注)として次のように加える。
(注)1 「氏名」は、「氏」のみを記載し、及び平仮名で表記することができる。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。